

活 動

漁業経営の維持に必要な資金や漁船の取得の円滑化に努めること。

また、漁船用重油等の高騰による漁業経営に対する影響を軽減するよう、必要な措置を講じること。

(2) 漁業経営の基盤強化を支援するとともに、漁業就業者の確保・育成をはかるため、労働環境の改善、漁業技術や経営管理能力の向上等の諸対策を総合的に推進すること。

(3) 合併を行う漁協に対する支援や漁協の人材の育成等、漁協に関する施策を引き続き推進すること。

(4) 漁業災害補償制度が、漁業経営の安定対策として実効あるものとなるよう、制度の普及及び加入の促進等に努めること。

5 資源管理対策の強化と操業秩序の確立

(1) 我が国周辺水域の資源回復を加速し、その持続的利用をはかるため、資源回復計画の作成・普及、漁獲努力量の適正化、多元的な資源管理型漁業の推進に努めること。

特に、近年大量発生が繰り返されている「大型くらげ」対策を強化すること。

また、あわび、うに等の沿岸定着性水産動物資源に対する密漁について、罰則の強化やすべての漁船に船位報告機器の搭載を義務づけるなど、効果的な防止対策を講じること。

(2) 遊漁における資源利用の適正化及び遊漁船業に対する指導の強化

に努めること。

(3) 日韓及び日中の漁業協定の発効以来、特に韓国漁船による違法・無謀操業が我が国の漁船の操業及び水産資源に大きな影響を及ぼしているため、指導・取締体制を一層拡充・強化するとともに、協定水域全域における操業秩序の確立をはかること。

6 つくり育てる漁業の推進と内水面漁業の振興

(1) 栽培漁業の継続的かつ積極的な事業展開を推進するとともに、栽培技術の開発、指導及び関連施設の整備等に努めること。

また、良好な養殖漁場の確保に努めるとともに、その環境の維持・改善を推進する等、養殖業にかかる施策の充実・強化に努めること。

(2) 内水面漁業・養殖業の一層の振興をはかるとともに、全国的に発生している「コイヘルペスウイルス病」等魚類疾病対策の強化をはかること。

また、生態系に悪影響を与えている外来魚に関する総合的な対策を講じるとともに、地域特有の魚類の生態系に配慮した増殖手法を確立すること。

7 活力ある漁村づくりと水産基盤整備の計画的推進

(1) 水産業・漁村の多面的機能の維持増進と離島漁業の再生をはかるため本年度創設された「離島漁業再生支援交付金」については、必要な予

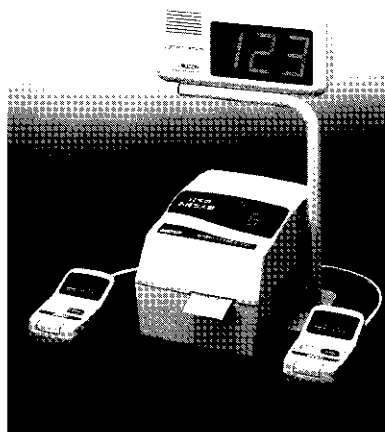
来庁者の方のご案内をスムーズに! 窓口受付システムEYE-QUE flex

アイキュー・フレックス

- どこでも手軽に設置可能。(納税カウンターや健康相談窓口にも・・・)
- 来庁者に番号カードを自動発行。
- 順番待ちのトラブル解消。



べんりを進化させる
BILLCON



窓口受付システム EYE-QUE flex(EQ-1B)
1パネル・2モニタタイプ

ビルコン株式会社

本社: 東京都中央区日本橋馬喰町1-4-16 〒103-0002
馬喰町第一ビルディング2F
TEL(03)3249-5770/FAX(03)3249-5781

大阪事務所: 大阪市中央区備後町3-3-1 西島ビル6F 〒541-0051
TEL(06)6267-5790/FAX(06)6267-5797
<ホームページ> <http://www.billcon.co.jp>
<メールアドレス> info@billcon.co.jp

活 動

算を確保するとともに、適用地域を拡大すること。

(2) 漁村の生活環境の総合的整備と都市との交流促進等により漁村の活性化をはかるとともに、災害に強い漁村づくりを推進すること。

(3) 「漁港漁場整備長期計画」に基づき、引き続き漁港と沿岸漁場の整備を一体的・総合的に推進すること。

(4) 海岸災害の防止対策を強化するとともに、自然環境の保全や都市との交流など、地域のニーズに対応した海岸整備を計画的に推進すること。

8 漁場・沿岸環境保全対策の推進

(1) 漁場環境及び生態系の保全をはかるため、引き続き漁民の森づくり活動を支援するとともに、磯焼け現象の解消など藻場・干潟の再生・造成、水質の改善等に努めること。

(2) 赤潮・貝毒による漁業被害防止等に関する技術開発を促進するとともに、ダイオキシン類などの有害化学物質の魚介類への影響調査等、水産関係の環境問題全般についての対策を早急に確立すること。

(3) 海浜及び漁場の美化を総合的に推進する施策の充実をはかること。

特に、町村の海浜清掃等環境美化運動に対し積極的に支援すること。

(4) 漁業系廃棄物の処理・再利用システムを確立するとともに、処理・再生体制を整備すること。

また、外国等からの海岸漂着物の

処理に対して、関係省庁が一体となって総合的かつ効果的な対策を確立するとともに、多大な財政的負担等を強いられている町村に対し適切な措置を講じること。

(5) 「有明海及び八代海を再生するための特別措置法」に基づき、引き続き当該海域の環境の保全・改善、水産資源の回復等の措置を講じること。

9 海外漁場の確保等

(1) 国際的な資源管理に貢献するとともに、海外における遠洋漁業の漁場の確保に努めること。

(2) 鯨類による魚類の捕食量が漁業生産に与える影響が看過できない状況にあるので、その影響の減少と鯨類資源の合理的利用をはかるため、捕鯨業の早期再開に向けて努力すること。

特に、地域の活性化と漁業資源の保全をはかる観点から、沿岸小型捕鯨再開の早期実現に取り組むこと。

10 試験研究と技術開発の推進

水産各分野の持続的発展をはかる上で不可欠な試験研究・技術開発については、課題の重点化と一層の効率的な推進をはかること。

11 漁村地域に対する地方財政措置の充実

漁村は、辺地、離島、半島等条件不利地域にあり、財政基盤も脆弱な町村が多いことから、農山漁村対策にかかる地方財政措置を充実すること。

20 地域商工業振興対策の推進

農山漁村地域における農林水産業と商工業の均衡ある発展及び雇用の確保に資するため、地域産業の育成並びに企業誘致の推進をはかる必要がある。

よって、国は次の事項を実現されたい。

1 工業等の導入促進と地域産業の育成

(1) 多様な就業機会の確保を積極的に推進するため、産業の再配置を促進するとともに、地域のもつ資源や技術を活用した新たな産業の創出や起業化をはかるための環境を整備すること。

(2) 「農村地域工業等導入促進法」

に基づく第8次農村地域工業等導入基本方針を早急に策定すること。またその策定にあたっては、農村地域の実情を十分考慮し、実効性のあるものとするとともに、我が国の産業構造の変化の見通しを踏まえ、対象業種の拡大をはかること。

(3) 地域の伝統的工芸品産業における技術の継承、意匠の開発をはかるとともに、製作や販売の場の提供などに対し、積極的な支援を行うこと。

2 地域商工業対策の充実

(1) 地域中小小売店の振興をはかるとともに、空洞化が深刻化している町村の中心市街地を活性化させるため、商業基盤設備や商業施設の整

備等の対策を充実すること。

また、地域商工業の振興をはかるため、金融を含む総合的な対策を講じること。

(2) 地域商工業の支援ニーズに迅速かつ的確に対応し得るよう、商工会等による経営指導体制の強化など適切な措置を講じること。

(3) 中小企業の資金需要に円滑に対応できるよう政府系中小企業金融機関については、貸付規模の確保と貸付条件の改善をはかること。

また、資金繰りが悪化している中小企業の資金調達の円滑化をはかるため、中小企業に対する信用補完制度を充実強化すること。

21 生活環境の整備促進

国民が真に豊かさを実感できる住みやすい地域社会をつくるため、生活環境の整備対策を強力に実施する必要がある。

よって、国は次の事項を実現されたい。

1 水道施設の整備促進

(1) 上水道施設、簡易水道施設の整備について適切な措置を講じること。

(2) 高料金水道に対する財政措置を充実すること。

2 汚水処理施設の整備促進

(1) 「社会資本整備重点計画」に定められた重点目標を達成するため、著しく整備が立ち遅れている町村の下水道整備を重点的に推進する等

活 動

適切な措置を講じること。

(平成15年度末普及率全国ベース
66・7%、5万人未満の市町村33・
9%)

(2) 農業集落排水事業、漁業集落環
境整備事業の整備について適切な措
置を講じること。

(3) 浄化槽設置整備事業及び浄化
槽市町村整備推進事業の整備につい
て適切な措置を講じること。

(4) 各種汚水処理事業において、処
理施設への相互接続の弾力化、水質
検査項目等の統一をはかる等、排水
処理事業の効率的、一体的な整備を
行えるよう配慮すること。

また、各種汚水処理事業の推進に
あたっては、建設費及び運営経費の
低減化をはかることから、地域の実
情に応じた簡易な施設の整備ができ
るよう、整備形態及び補助採択基準
等の弾力化をはかること。
3 「社会資本整備重点計画」に定め
られた重点目標を達成するため、都
市公園等事業について、所要の事業
量を確保すること。

また、著しく整備が立ち遅れてい
る町村の都市公園等事業を重点的に
推進すること。

4 新たな住宅建設計画を策定する
こと。

5 火葬場・斎場等の施設整備につい
て適切な措置を講じること。

22 道路の整備促進

町村を広く国民のふるさとして

活性化し、地域住民の生活を豊かな
潤いのあるものとするため、社会経
済活動を支える道路網の整備は重要
かつ緊急の課題となっている。
よって、国は次の事項を実現され
たい。

1 道路網の整備促進

(1) 「社会資本整備重点計画」に定
められた重点目標を達成するため、
道路事業について、所要の事業量を
確保するとともに、遅れている町村
道の整備を重点的に推進できるよう
適切な措置を講じること。

また、道路特定財源については、
所要財源の確保をはかること。

(道路実延長のうち、84・5%を占
める市町村道の改良率は53・4%、
舗装率は17・4%)

(2) 国道・都道府県道及び市町村道
の均衡ある道路網の整備を推進する
とともに、特定地域の開発のための
道路整備を推進すること。

(3) 高規格幹線道路網の整備及び
これに関連する幹線道路の整備を促
進すること。

また、高速自動車国道の着実な整
備を推進するため、全国料金フル
制を堅持すること。

2 落石、崩土等の発生を未然に防
止するため法面保護、落石防止事業
等を積極的に推進するとともに、財
政措置を充実すること。

3 「社会資本整備重点計画」に定め
られた重点目標を達成するため、交
通安全施設等整備事業について、所

要の事業量を確保すること。
4 里道の譲与に要する経費につい
て適切な措置を講じること。

23 河川等の整備促進

真に豊かな生活を実現するため、
治水事業を積極的に推進することが
緊急の課題である。

よって、国は次の事項を実現され
たい。

1 「社会資本整備重点計画」に定め
られた重点目標を達成するため、著
しく整備が立ち遅れている準用河川
改修等の治水事業を重点的に推進す
ること。

また、事業の実施にあたっては、
生態系の維持に十分配慮すること。

2 「社会資本整備重点計画」に定め
られた重点目標を達成するため、海
岸事業の推進等、適切な措置を講じ
ること。

3 水路の譲与に要する経費につい
て適切な措置を講じること。

24 土地対策の確立

土地政策については、有効利用に
向けた流れを中長期的に定着するこ
ととされているが、豊かで安心でき
る地域づくりを目指す観点から、
「土地基本法」の基本理念を踏まえ
つ総合的な土地政策を機動的に実施
する必要がある。

また、地方公共団体の公共用地の
取得が困難な状況には、特に配慮す
べきである。

よって、国は次の事項を実現され
たい。

1 土地に関する施策を総合的かつ
機動的に実施するため、関係省庁間
及び国・地方を通ずる施策を総合調
整すること。

また、町村における総合的な土地
利用計画の整備がはかれるよう、権
限を拡充すること。

2 特定土地区画整理事業及び特定
住宅地造成事業にかかる公有地提供
者(代替地提供者を含む)に対する
譲渡所得税の特別控除額を引き上げ
ること。

3 公共事業について、土地収用制
度上の事業認定をうけることなく
「租税特別措置法」の特別控除が認め
られる対象事業の範囲を拡大するこ
と。

4 公共用地の取得の円滑化をはか
るため、老齢福祉年金受給者が、公
共用地として土地を譲渡した場合の
所得(限度額1,000万円)は、
老齢福祉年金支給停止にかかる所得
とみなさないこととされているが、
この所得制限額を引き上げること。

5 「第5次国土調査事業十箇年計
画」を計画的かつ着実に推進するこ
と。

25 災害対策の推進

昨年の台風等による集中豪雨、新
潟県中越地震などの頻発する災害に
対し、被災町村は、一日も早い災害
復旧と住民生活の安全確保のため、

活 動

復旧作業に努めているところであるが、ついでに、国においても災害対策の一層の充実をはかる観点から、次の事項を実現されたい。

1 大震災等災害対策の確立

(1) 阪神・淡路大震災等の貴重な経験や教訓を踏まえ、災害に対し、迅速かつ的確に対応できるよう、国、都道府県、市町村等にわたる総合調整体制の強化を行い、災害予防対策、災害応急対策、災害復旧対策を確立するとともに、地震災害に関する資料の収集、保存、展示、防災に関する総合的、実践的な能力を有する人材の育成等の事業の推進すること。

(2) 電気、水道、ガス等のライフラインの安全性を強化すること。

(3) 基幹となる交通、通信施設の災害に対する安全性を充分なものとする。

(4) 公園・緑地及び緊急輸送道路、特に農道、林道等を整備すること。

(5) 貯水槽の整備及び井戸の活用による緊急時の生活用水の確保、食料の備蓄及び炊き出しのための資材整備について万全の備えを行うこと。

(6) 災害等に対応する自主防災組織の育成・強化とその活動が円滑に推進できるよう、補償制度の確立をはかるとともに、適切な措置を講じること。

また、災害ボランティアの育成と活動環境を整備すること。

(7) 近年の災害をめぐる状況の変化などを踏まえ、防災基本計画の必要な見直しを行うこと。

また、防災対策の総合的な充実強化をはかるため、町村が地域防災計画の見直しを行うにあたっては、適切な措置を講じること。

(8) 「地震防災対策特別措置法」に基づく「地震防災緊急事業計画」により実施される地震防災緊急事業の円滑な実施のため、適切な措置を講じること。

また、いわゆる「地震財特法」に基づく地震対策緊急整備事業を推進すること。

なお、災害時に避難場所となる施設に対する財政措置を拡大すること。

2 地震予知体制の確立

(1) 地震、津波、噴火、豪雨等、各種災害に対するハード・ソフトを組み合わせた総合的な対策を確立、推進すること。

(2) 東海地震及び東南海・南海地震など大規模地震等に対し、観測体制の強化や津波対策の充実をはかるほか、国の関係機関を含めた広域防災体制を構築すること。

また、携帯電話などの移動体通信を使った防災危機管理体制を整備すること。

3 地震予知については、実際に地震が起こった際の被害を軽減するために重要であるので、さらに精度を高めるための調査研究を推進すること。

こと。

4 非常時における情報通信システムの整備を推進すること

5 社会資本整備重点計画に定められた重点目標を達成するため、急傾斜地崩壊対策事業を推進し、町村の急傾斜地崩壊危険箇所を速やかに解消すること。

また、雪崩雪害対策事業の早期実施をはかるとともに、砂防、地すべり等土砂災害対策を推進すること。

6 社会資本整備重点計画に定められた重点目標を達成するため、海岸事業について、適切な措置を講じること。

また、治山治水事業を推進するとともに、特に火山地域の防災対策に万全を期するため、土石流対策として火山砂防事業及び防災対策総合治山事業等を推進すること。

7 災害救助その他応急対策等の充実

(1) 災害救助法の救助基準の改善と迅速な適用及び災害救助用のヘリコプター・ヘリポートの整備等、応急対策を充実すること。

(2) 地震、風水害等により甚大な被害を蒙った地域の早期復旧をはかるため、激甚災害の早期指定に努めるとともに、激甚災害対策特別緊急事業を積極的に推進すること。

また、「被災者再建支援法」の対象に住宅の建設費用等を含めるとともに、「天災融資法」の適用基準を緩和すること。

(3) 海難・水難及び山岳遭難等の救助活動に伴う町村の費用負担に対し、適切な措置を講じること。

(4) 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸し付けの限度額等を引き上げること。

8 改良復旧方式を積極的に採用するとともに、復旧事業の対象の拡大をはかるなど、再度災害、連年災害に対する総合的対策を確立すること。

特に、災害関連緊急事業については、その弾力的運用により、再度災害防止対策を推進すること。

9 町村が自主的に実施できる防災対策事業にかかる地方債及び地方交付税措置を充実すること。

また、自然災害防止事業債の所要額を確保すること。

26 町村消防の充実強化

社会経済情勢の変化等により複雑多様化、大規模化する火災、地震風水害等災害に対応し、地域住民の安全を確保するため、消防力の充実、大規模災害対策の推進等をはかるとともに、救急に対する国民のニーズの高まりに対応する救急業務の一層の充実をはかる必要がある。よって、国は次の事項を実現されたい。

1 消防施設・設備の整備

(1) 消防ポンプ自動車、水槽付消防ポンプ自動車等消防設備の整備について適切な措置を講じること。

活 動

(2) 過疎、へき地、山村、豪雪、離島及び半島等の地域の消防施設について適切な措置を講じること。

2 大規模災害対策等の推進

(1) 小規模な消防体制では対応できない事態に備え、広域化や応援体制の整備等について早急に推進すること。

(2) 緊急消防援助隊は、自らの地域を超える国家レベルで活動するものであり、国が責任をもって対応すること。

(3) 広域のかつ機動的な消防防災活動の実施体制を整備するため適切な措置を講じること。

(4) 防災行政無線網の整備を推進するため適切な措置を講じること。

(5) 林野火災に対する総合的対策の推進するため適切な措置を講じること。

(6) 自然水利活用遠距離送水システム等、消防水利多様化推進事業を推進するため適切な措置を講じること。

3 高規格救急自動車、高度救命処置用資機材等の整備をはかるため適切な措置を講じるとともに、救急隊員に対する教育訓練を充実すること。

4 消防団の活性化

(1) 施設整備及び教育訓練等の充実をはかるため適切な措置を講じること。

(2) 団員の確保をはかるため、国においても啓発及びPRを積極的に行

うこと。

27 戸籍制度の見直し

戸籍事務については、町村に本籍と現住所双方を有する者又は一方が町村外にある者に分かれており、事務が煩雑になっている現状に鑑み、本籍と現住所を一本化するなど、戸籍制度を抜本的に見直すこと。

また、戸籍事務の電算化にあたっては、導入費用及びソフトの更新に要する費用等を含めた運営経費に対し、適切な措置を講じること。

28 公職選挙制度の改善

1 区、市、町村の別により設定されている国会議員の選挙等の執行経費の基準額の算定については、実情を考慮し所要の改善をはかること。

2 開票事務の迅速・効率化と選挙人の便宜向上の観点から、電子投票システムの導入について適切な措置を講じること。

3 高齢や疾病等により、選挙権を有しながら投票することが困難な有権者の投票機会を保障するため、選挙の公平確保に配慮しつつ投票制度を改善すること。

29 地域交通対策の推進

交通事業に関する規制緩和に伴い、地域における交通機関の確保が重要な課題となっている。そのような中、町村は地方バス路線、離島航路及び空路等、真に必要な不可欠な生

年次有給休暇の取得促進！

総 務 省

夏季は1週間
以上連続して
休む

休暇使用
計画書の
作成・活用

上司が
率先して
休暇を取る

月曜日か
金曜日に
休暇を取る

年次有給休暇
の取得促進
のために

休暇の計画的
使用を指導

家族の記念日
に休暇を取る

部下に休暇を
取るよう
勧める

休みやすい環境にしよう

活 動

活交通の確保及び住民生活、地域振興に必要な地域鉄道の維持・整備をはかる必要がある。

よって、国は次の事項を実現されたい。

1 広域的、幹線的な地方バス路線については、赤字路線を多く抱える町村部の実情に鑑み、その維持について適切な措置を講じることにも、生活交通確保のための財源についても十分な措置を講じること。

また、地域協議会における協議結果については、最大限尊重すること。

2 離島航路は極めて重要な交通機関であるので、その維持について適切な措置を講じること。

また、離島航空路線は離島振興に不可欠な交通機関であるので、「離島空路整備法」(仮称)の制定など維持、安定化をはかること。

3 第3セクター鉄道等の健全な運営を確保するため、適切な措置を講じること。

4 駅とその周辺、公共交通機関のバリアフリー関係事業については、町村の意向を十分反映することともに、適切な措置を講じること。

30 エネルギー対策の推進

最近のエネルギー需要の増大、我が国の脆弱なエネルギー供給構造さらには地球温暖化をはじめとする地球環境問題を踏まえ、中長期的観点から新エネルギー・省エネルギー

の推進、石油代替エネルギーの開発・導入にかかる対策など総合的なエネルギー対策を推進する必要がある。

よって、国は次の事項を実現されたい。

1 新エネルギーの開発・導入の推進
エネルギーセキュリティの確保、地球温暖化防止対策等環境問題への積極的な対応をはかるため、バイオマスエネルギー、燃料電池、太陽光発電等の新エネルギー技術の実用化に向けた開発を推進することともに、地域における風力発電、廃棄物発電、木質バイオマス発電及び波力発電等新エネルギーの導入に向けた先進的な取り組み等を行う地方公共団体に対し、積極的な措置を講じること。

また、「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」(RPS法)の対象となる電源に、廃棄物発電や1,000kw以上の中小水力を加えるとともに、電気事業者に対する新エネルギーの利用義務量を拡大すること。

2 原子力利用の安全対策の強化

原子力関連施設所在町村の住民の安全を確保するため、原子力関連施設に対する指導監督責任を明確にし、安全規制の抜本的強化、保安管理体制や事故発生時の迅速な情報提供体制の確立、防災資機材の整備等について一層推進すること。

なお、原子力発電については、地

元住民の理解を得て、推進すること。

3 省エネルギー対策の強化

長期エネルギー需給見通しの実現と、環境と調和したエネルギー需給構造の構築に向けて、省エネルギー技術の開発促進のための産・官・学の一層の連携、省エネルギー設備投資に対する金融、税制面の支援措置の強化をはかることともに、先進的省エネ設備を導入する地方公共団体に、積極的な措置を講じること。

4 石油の安定供給対策の推進

石油の安定供給の確保を基本としたエネルギーセキュリティの確保をはかるため、石油備蓄対策及び石油開発対策の拡充・整備等を推進すること。

5 電源立地地域対策交付金制度の充実

クリーンで安全なエネルギーである水力発電の開発促進をはかる観点から、電源立地地域対策交付金制度の充実等をはかるとともに、合併した水力発電施設等所在市町村の合併により、交付金が減額とならないようにすること。

31 過疎・へき地対策の推進

過疎地域は、過疎地域自立促進計画を作成し自立促進のための施策を推進しているが、今なお引き続き若年層の流出、少子・高齢化に伴う地域活力の低下、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低

位にあるなど多くの課題に直面しているところである。

よって、国は次の事項を実現されたい。

1 財政力の弱い過疎地域にとって、過疎債の持つ意味と地方交付税が有する財源調整・財源保障の両機能は極めて重要であることから、過疎債の所要額の確保及び地方交付税の両機能の一体堅持をすること。

2 過疎地域における保健・医療対策を充実強化するとともに、勤務医師及び医療従事者の確保等を積極的にはかり、引き続きへき地に対する各種施策を推進すること。

32 山村等地域振興対策の整備

国土保全、環境保全等で重要かつ多様な役割をはたしている山村地域は、若者を中心とした人口の流出による過疎化、高齢化、活力の低下など深刻な事態に直面している。また、依然として道路交通網、文化、教育、医療、生活環境等の整備が立ち遅れ、所得水準も低い状況にある。今後、国土の均衡ある発展をはかり、多自然居住地域を築いていくため、山村地域の振興とその活性化を総合的に推進する必要がある。

よって、国は次の事項を実現されたい。

1 産業振興、就業機会の創出と担い手の確保

(1) 広域的な幹線道路交通網の整備等により就業機会を確保すること

活 動

と。

また、地域資源を活用した地場産業の育成、木質バイオマス等の未利用資源の活用、企業等の誘致、複数地住居、都市と山村の交流の推進等により、山村における産業の総合的振興をはかること。

(2) 若者に魅力ある職場を確保することともに、中高年齢者の雇用を促進するため、適切な措置を講じること。

また、山村における農林業の後継者対策を強力に推進すること。

2 生活環境基盤の整備

町村道、農林道等の生活・産業道路網の体系的な整備、交通機能の維持確保に努めることともに、上下水道、汚水・廃棄物処理施設、地域医療、福祉施設、教育施設等の整備充実をはかるため、適切な措置を講じること。

特に、情報通信技術（ＩＴ）の進展に対応し、山村地域における光ファイバー網の整備等の情報通信基盤の整備を促進すること。

3 山村地域の実態に即した財源確保対策

山村地域に対して公共投資の重点配分を行うとともに、「森林・林業振興対策」及び「国土保全対策」の充実等適切な措置を講じること。

33 豪雪地帯の振興

我が国の豪雪地帯は、冬期の降雪による道路交通の遮断等により生活

環境が著しく阻害されるほか、産業の立地も遅れているので、これらの障害を取り除き、地域の振興をはかる必要がある。

よって、国は次の事項を実現されたい。

1 「豪雪地帯対策基本計画」に基づき、引き続き施策を計画的・効率的に推進することともに、道府県計画の策定を促進すること。

2 寒冷補正の充実など、豪雪地帯町村に対し、適切な措置を講じること。

3 「社会資本整備重点計画」に即して、豪雪地帯の道路整備を強力に推進し、「積雪寒冷特別地域道路確保五箇年計画」を着実に実施すること。

また、雪寒道路の指定を拡大し、除雪、防雪及び凍雪害防止対策を推進すること。

なお、消流雪用水源を確保（河川表流水の利用など）することともに、国・県・市町村道を通ずる総合的な消除雪制度を確立すること。

4 公立学校及び公営住宅、消防防災施設等の整備を推進することともに、医療・教育等の行政サービスの向上と定住促進に資する、高度な地域情報通信基盤の整備を推進する等適切な措置を講じること。

5 雪寒地帯における地方バスは各種整備が必要となるため、適切な措置を講じること。

6 除雪機械等の格納庫の整備を推進することともに、豪雪に際して地方

公共団体が行う公共の施設の除雪に対し、適切な措置を講じること。

7 豪雪地帯において、個性ある活性化を推進するための各種事業を推進すること。

8 雪崩から人命等を守るため、雪崩防止施設等の整備を推進すること。

34 半島地域の振興

半島地域は、豊かな自然に恵まれているが、三方を海に囲まれて幹線交通体系から遠く離れ、一般的に平地も少なく、また、水資源も乏しいことなど国土資源の利用面における制約から、産業振興及び生活環境の整備等が立ち遅れている実情にある。このため、かかる現状を打開し、地域住民の生活の向上並びに国土の均衡ある発展という基本的な考え方を踏まえた地域の自立的発展をはかるためには、各種施策を推進し半島地域の振興を進める必要がある。

よって、国は次の事項を実現されたい。

1 新たな半島振興法に基づき策定される半島振興計画が、着実かつ効果的に実現できるよう、半島地域振興のための各種支援措置を充実強化すること。

2 半島地域の町村にとつては地方交付税は重要であるので、財源調整・財源保障の両機能を一体として堅持し、地域の実態に即した補正係

数等の改善や財政需要の算定を行うこと。

3 「社会資本整備重点計画」に定められた重点計画を達成するため、道路整備関係事業を推進し、半島振興に不可欠な半島循環道路、高規格幹線道路等を整備すること。

また、幹線交通体系からの遠隔性を解消するため、道路、鉄道、空港、港湾等、交通基盤の整備を推進し、適切な措置を講じること。

4 医療、教育、その他行政サービスの向上と定住促進に資するため、電気通信格差是正事業など、高度な情報通信基盤整備を推進すること。

特に、携帯電話のサービスエリアを拡大するなど、移動通信の地域間格差を是正するため移動通信用鉄塔施設整備事業を通信事業者と一体となつて推進すること。

5 半島地域の地場産業である農林水産業の振興をはかり、有害鳥獣の駆除に対する適切な措置を講じること。

6 半島地域の自然条件等を活かした産業の振興をはかる観点から、観光・レクリエーション施設等の整備を促進し、適切な措置を講じること。

7 半島地域における生活用水及び産業振興等に必要な水資源の確保をはかるための施策を講じること。

8 半島地域においては、生活基盤の整備は全国より大きく立ち遅れているが、とりわけ下水道の整備が遅

活 動

れているので、町村の下水道整備を重点的に推進し、適切な措置を講じること。

また、廃棄物処理施設等、各種生活環境施設を優先的に整備すること。

9 少子・高齢社会に対応した福祉保健、医療対策を総合的に推進するため、諸施設の整備等を促進すること。

また、医療提供体制を強化し、不足する勤務医師及び医療従事者を確保すること。

10 半島地域の一体的振興をはかるため、半島地域・都市部間の連携・交流を基調とする諸施策を推進することともに、特色ある半島地域の伝統文化と伝統産業の継承・発展をはかるため、人材の育成・確保の取組を支援すること。

11 半島地域における高潮、津波等による被害を防止し、あわせて快適な海岸利用をはかるための海岸保全施設・環境整備等にかかる所要予算を確保すること。

12 半島地域において、外国等からの海岸漂着物の処理を、関係省庁が一体となって総合的かつ効果的な対策を確立するとともに、多大の財政負担等を強いられている地元町村に対して適切な措置を講じること。

また、半島地域にかかる不法投棄対策を徹底すること。

13 半島振興対策実施地域の追加にかかる指定基準を弾力的に運用する

こと。

14 「半島振興法」にかかる税財政金融上の特例措置を充実すること。

35 離島地域の振興

離島は、我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用等に重要な役割を担っているが、環海性、隔絶性、狭小性など地理的制約により、産業基盤及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位な状況にあるので、国土の均衡ある発展をはかるためにも、離島の地理的及び自然的特性を生かした振興をはかるなど、離島町村の活性化と住民生活の安定をはかっていく必要がある。

よって、国は次の事項を実現されたい。

1 離島町村に対する財政措置を充実すること。

(1) 離島地域にとつては、地方交付税は重要であるので財源調整・財源保障の両機能を一体として堅持すること。

税源移譲が行われても、移譲額が国庫補助負担金廃止に伴い財源措置すべき額に満たない地方公共団体については、地方交付税の算定等を通じて確実に財源措置を行うこと。

(2) 離島における関係事業費については、その円滑な実施のため、適切な措置を講じること。

(3) 過疎債、辺地債の所要額を確保すること。

2 離島相互間の格差是正をはかるため、小型離島の振興対策を総合的に推進すること。

3 離島道路の整備を促進し、離島間等の架橋事業を推進すること。

4 離島航路を充実、維持し、離島航路の大型化、高速化、バリアフリー化の推進のため、適切な措置を講じること。

また、鉄道建設・運輸施設整備支援機構の融資条件を緩和すること。

5 離島港湾の果たす重要な役割に鑑み、港湾機能の拡充強化のための施設及び外海離党における補完港の整備等を推進すること。

6 離島航空路線は、離島振興のため不可欠の交通機関となっているので、「離島空路整備法（仮称）の制定などにより、離島航空路線の維持、安定をはかること。

7 離島の農林漁業振興対策を強力に推進すること。

8 離島における漁港施設の整備を推進するとともに、漁港漁村の環境整備等を促進すること。

9 離島地域においては、生活基盤の整備は全国より大きく立ち遅れているが、とりわけ下水道の整備が遅れているので、町村の下水道の整備を重点的に推進し、適切な措置を講じること。

10 離島における水不足の解消対策を推進するとともに、ゴミ処理施設等生活環境施設、再資源化事業者等が存在しない離島地域の輸送経費に

対し、適切な措置を講じること。

11 離島地域において、外国等からの海岸漂着物の処理を、関係省庁が一体となって総合的かつ効果的な対策を確立するとともに、多大の財政負担等を強いわれている地元町村に対して適切な措置を講じること。

また、離島地域にかかる不法投棄対策を徹底すること。

12 医療、教育、その他行政サービスの向上と定住促進に資するため、電気通信格差是正事業など、高度な情報通信基盤整備を推進すること。

特に、携帯電話のサービスエリアを拡大するなど、移动通信の地域間格差を是正するため移动通信用鉄塔施設整備事業を通信事業者と一体となって推進すること。

13 勤務医師、医療従事者の確保を積極的にはかり、病院・診療所・老人福祉施設等の整備並びに運営について、適切な措置を講じること。

また、離島における救急医療・巡回診療体制の整備を促進すること。

14 離島における地域コミュニティの活性化及び若者の定住を促進するため、体育施設、レクリエーション施設、教育・文化等関係施設の整備を推進し、適切な措置を講じること。

36 観光地所在町村の振興

観光地所在町村は、環境衛生施設、消防力の整備など、観光行政にかかわる特別な施策と財政負担を余

活 動

儀なくされている。

よって、国は次の事項を実現されたい。

1 税財源の充実・強化

(1) 入湯税は、観光振興のための貴重な財源となつていことから、本税を充実し、現行制度を堅持すること。

(2) 観光客によって消防、清掃等に多額の経費が必要になつていことを考慮して、関係町村の実情に即した適切な措置を講じること。

(3) ゴルフ場利用税は、道路整備環境対策など町村の行政サービスと密接な関連を有しているとともに、その10分の7が関係市町村に交付されておき、特に山林原野の多い町村の貴重な財源として、地域振興をはかる上で重要な役割を果たしているため、現行制度を堅持すること。

2 観光基盤施設の整備

(1) 観光地所在町村における下水道施設及び廃棄物処理施設の整備を推進するため、適切な措置を講じること。

(2) 観光客等の円滑な交通を確保するため、道路をはじめとした高速交通網等、観光地へのアクセスの整備を推進すること。

(3) 観光・レクリエーション活動が豊かで恵まれた自然の中で手軽にできるよう、観光基盤施設を着実に整備し、適切な措置を講じること。

(4) 自然公園等の施設整備について長期的計画を樹立し、その整備を

推進するため、適切な措置を講じること。

(5) 空きカン、空きビンの散乱防止を含むごみの減量化と再生利用をはかるリサイクルシステムの運用にあつては、観光地所在町村が積極的に取り組めるよう配慮することともに、新たな財政負担について適切な措置を講じること。

(6) 観光情報基盤の高度化、利活用の容易化をはかるため、観光情報のデジタルデータベース化等により、観光情報基盤の整備を推進すること。

3 宿泊施設の大規模化や高層化等に鑑み、はしご車、化学車を増強するなど、消防力を強化すること。

また、阪神・淡路大震災等の教訓を踏まえ、耐震性の強化、防災基盤の整備等、安全対策を強力に推進すること。

4 観光立国の実現に向け、訪日外国人旅行者の倍增政策に基づくビジット・ジャパン・キャンペーンを推進し、日本の魅力・地域の魅力を海外へ発信し、観光所在町村の国際化と活性化をはかること。

また、ルネッサンス事業を推進し、地域の魅力の増進をはかることにも、訪日外国人旅行者の受入体制を整備すること。

5 高齢者・障害者等が快適かつ安心して国内の観光地を周遊できる環境を整備する観光地バリアフリー化整備事業を行うこと。

21 世紀の火葬炉

発明協会賞受賞

科学技術庁長官賞受賞



富士建設工業(株)

本 社：新 潟 市 ☎(代表) 025 (255) 4161

静岡県 新居町斎場 やすらぎ苑

活 動

6 連続休暇取得による国内旅行需要創出のための環境整備をはかること。

7 観光地所在町村では、電柱・電線類が良好な景観形成の妨げとなるので、電線類地中化事業を推進すること。

また、観光や地域の活性化のため、景観に配慮した地域づくりに取り組むこと。

37 水源地域対策の強化

ダム等が所在する水源地域の町村は、過疎化・高齢化等厳しい条件下で、治水・利水、国民生活の安定、産業の発展等水の確保及び自然環境の保全等、公益的な役割を担っており、関係町村の振興をはかるため各種施策を推進する必要がある。

よって、国は次の事項を実現されたい。

1 水源地域対策の強化

(1) 「水源地域対策特別措置法」による指定ダムの全てに第9条の特例を適用するとともに、ダム建設による水没者の生活再建について、起業者の責任を明確化するなど、同法の改善をはかること。

また、同法成立前の既設ダム所在地域に対し、同法の準用措置を設けること。

(2) 独立行政法人水資源機構が所有するダムの用に供する家屋及び償却資産に課する固定資産税にかかる現行課税標準額の特例措置を廃止す

ること。

(3) 国有資産等所在

市町村交付金の対象ダムの範囲を拡大するとともに、現行の算定標準額の特例措置を廃止すること。

(4) 安定的な維持用水の放流計画を確立するとともに、環境保全及び防災に関する施策等の拡充をはかること。

(5) 水源地域の活性化をはかることともに、地域間交流支援事業等による上下流連携を推進すること。

2 水資源開発の推進

(1) 「ウォータープラン21」を踏まえるとともに、水行政における国・地方を通ずる体制の整備をはかること。

(2) ダム所在町村に新たな水利需要が生じた場合、ダム使用権又は水利権を優先的に取得できるよう、所要の制度を確立すること。

(3) 水質管理体制の充実強化及び下水道整備の促進をはかること。

(4) 地下水の人工かん養及び地盤沈下防止のための事業を、国の直轄事業として制度化すること。

(5) 水源複層林の整備及び水源林特別対策の拡充をはかることともに、放置山林の対策を強化すること。

38 産炭地域対策の推進

産炭地域に対する石炭政策は、「石炭鉱業の構造調整の完了に伴う関係法律の整備等に関する法律」(以下「石炭関連整備法」とする)に基

づき、平成13年度末をもって終了したが、産炭地域の中には、今なお過去の閉山・合理化の影響を受け、人口の流出、財政の悪化等多くの課題を抱え、社会的・経済的に極めて厳しい状況にある。

よって、国は次の事項を実現されたい。

1 激変緩和措置の確実な実施

「石炭関連整備法」に基づく以下の激変緩和措置の実施にあたっては、産炭地域の今後の自立・発展に資するよう地元の実情を十分配慮すること。

(1) 鉱害復旧及びばた山災害対策

(2) 炭鉱離職者の雇用対策

(3) 市町村が行う特定公共事業に対する国庫助成

2 地方交付税の特例措置の継続

地方交付税の算定に際し、産炭地域の厳しい経済・財政状況を踏まえて、従来の普通交付税における産炭地補正と同様な地方財政上の特例措置を講じること。

39 非鉄金属等鉱山地域対策の推進

非鉄金属等鉱山地域は、所在鉱山のあいつぐ休閉山により、地域活力が低下し、財政基盤も脆弱化するなど厳しい状況にあるので、関係町村の振興をはかるため各種施策を推進する必要がある。

よって、国は次の事項を実現されたい。

1 鉱山所在町村振興対策の強化

(1) 鉱山所在町村の振興対策を推進するとともに、税財政措置を強化すること。

(2) 鉱山跡地の利用等鉱山資源の活用に対する財政措置を拡充すること。

(3) 鉱山施設及び鉱山の技術、インフラ等を活用したりサイクル関連施策を推進することとし、その場合、鉱山所在町村の再活性化に最大限の配慮をすること。

2 休廃止鉱山所在町村における地場産業の振興、離職者雇用対策等を拡充強化すること。

3 休廃止鉱山に係る鉱害状況の調査を推進するとともに、鉱害防止対策及び地域環境整備を促進すること。

UFJ信託銀行の相続関連サービス

ご自身の相続の準備をお考えの方へ

相続が発生してお困りの方へ

遺言信託

遺心伝心
遺したい「大切な気持ち」を伝えたい「大切な人」へ

相続と遺言のご相談はお気軽にUFJ信託銀行まで。

【本店】〒100-0005 東京都千代田区丸の内一丁目4番3号 Tel:03 (3287) 2211



UFJ信託銀行

http://www.ufjtrustbank.co.jp

遺産整理

相続手続サポートサービス
わかち愛
遺してもらった愛を分かち合うお手伝い

活 動

40 地域改善対策の推進

同和問題は基本的人権に関わる重大な問題であり、今日に至るまで、国、地方公共団体等による地域改善対策事業の積極的な推進により、生活環境の整備を中心とする各分野で一定の成果をおさめてきたところである。

しかしながら、職業の安定、産業の振興、教育の充実や啓発等に、近年多発しているインターネットによる差別事象の防止等について未だ多くの課題を有しており、さらに住環境整備等の物的事業も残されている。

また、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下「地対財特法」とする）は失効したが、課題の解決に向けて取り組みを積極的に行うことが必要である。

よって、国は次の事項を実現されたい。

1 「地対財特法」の失効に伴い、一般対策に移行した事業を引き続き円滑に施できるよう、適切な措置を講じること。

2 人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する町村に対し、適切な措置を講じること。

3 人権侵害の防止及び被害の救済に関する法的措置を講じるとともに、国における総合的な調整機能を持つ機関を設置すること。

4 住宅新築資金等貸付事業に伴う

償還推進助成事業については、その内容を充実するとともに、かかる財源は、国の負担とし、償還完了まで実施すること。

また、実質的に返済が不可能な「本人死亡」・「行方不明」にかかる滞納債権については、全額国で措置すること。

5 公営住宅家賃について、特別な緩和措置を講じること。

6 地域改善対策事業等によって建設、整備した各種施設の経過措置期間後の運営方法並びに町村から地域に譲渡する場合の方策等について、早急に明確にすること。

また、町村が地域に譲渡する際に支障となる「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の規制について緩和すること。

41 北方領土の早期返還

歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島の北方四島は、我が国固有の領土であり、この返還を実現することは、国民の多年にわたる念願である。

よって、国はさらに強力な外交交渉を行うことにより一日も早く、その実現をはかること。

42 竹島の領土権の確立

わが国固有の領土である竹島の領土権を確立し、周辺海域における漁場の安全操業及び鉱業権の安全行使が速やかに実現できるよう、国はさらに強力な外交交渉を行うこと。

町村生協の自動車共済にご加入の皆様へ



車両共済(保険)のご案内



車両共済（保険）は、お車が衝突した場合や台風・いたずら・盗難など偶然な事故で損害を被ったときに、共済(保険)金をお支払いします

・通常に新規でご加入するよりも**40%割引**

(町村生協の自動車共済で過去3年間無事故の場合は、9等級からスタートします。)

・**集団扱契約によりさらに5%割引**

掛金(保険料)は、補償範囲、型式、初度登録年月、年齢条件、運転者限定特約の有無、共済(保険)金額、等級などにより異なりますので、お見積りのご請求・お申し込み・詳細な内容については、下記までご連絡ください。

取扱代理店

(株) ちさと千里

●フリーダイヤル 0120-731-087
(受付時間 月～金 午前9時30分～午後5時)
お電話の際には、車検証をお手元にご用意ください。

●ホームページアドレス <http://www.chisato-ag.co.jp>
〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-32 全国町村会館西館内

車両共済（保険）制度は、全国町村職員生活協同組合と株式会社損害保険ジャパンとが提携し、実施しているものであります。
また、車両共済（保険）は、(株)損害保険ジャパンの商品（自動車総合保険の車両保険）で、保険契約の締結・保険料の領収等は取扱代理店（株）千里が行います。

情 報

新任都道府県町村会長の略歴

福島県町村会は5月24日の定期総会で次のとおり会長を選出した。

(5月24日付就任)

福島県町村会長
相馬郡飯館村長

菅野 典雄
かんの のりお

昭和21年10月31日生



【住所】福島県相馬郡飯館村佐須字佐須52番地

【村長に当選するまでの経歴】▽平成元年飯館村公民館長▽3年福島学院大学評議員▽8年飯館村村長

【村長としての当選回数】3回

【町村会関係の経歴】▽平成10年福島県町村会監事▽14年相馬地方町村会会長▽15年福島県町村会副会長

【主な業績】▽社会福祉施設整備(特別養護老人ホーム建設・介護予防拠点施設整備事業等)▽農村総合整備モデル事業▽移動通信用鉄塔施設整備事業▽リサイクルセンター建設事業▽若妻の翼事業▽いたて発未来の旅事業▽住民との対話事業(村民向け予算書、村民からの通信簿等)

【趣味】カメラ

【家族】妻・母・息子夫婦・孫1人

栃木県町村会は6月17日の定期総会で次のとおり会長を選出した。

(6月24日付就任)

栃木県町村会長
下都賀郡壬生町長

清水 英世
しみず ひでよ

昭和6年1月25日生



【住所】栃木県下都賀郡壬生町通町9番8号

【町長に当選するまでの経歴】▽昭和29年栃木県立宇都宮高等学校教諭▽平成元年栃木県立栃木高等学校校長▽2年壬生町長

【町長としての当選回数】4回

【町村会関係の経歴】▽平成7年栃木県町村会副会長▽9年栃木県町村会評議員・下都賀郡町村会長

【主な業績】▽壬生総合公園・東雲公園整備事業▽第17回全国都市緑化とちぎフェア開催▽北関東自動車道壬生インターチェンジ供用開始▽蘭学通り・おもちゃのまちフェスタ各事業開催▽みぶアグリチャレンジャー(営農団体・認定農業者)支援事業▽すこやか子育て支援制度▽みぶホリデーアクションプラン事業

【趣味】音楽鑑賞・読書・ゴルフ

【家族】妻

岐阜県町村会は6月2日の評議員会で次のとおり会長を選出した。

(6月2日付就任)

岐阜県町村会長
大野郡白川村長

谷口 尚
たにぐち ひさし

昭和18年2月15日生



【住所】岐阜県大野郡白川村大字鳩谷174番地

【村長に当選するまでの経歴】▽平成3年白川村教育長▽11年白川村村長

【村長としての当選回数】2回

【町村会関係の経歴】▽平成17年大野郡町村会長▽同年岐阜県町村会理事

【主な業績】▽第5次総合計画の策定▽白川村景観条例の策定▽公共下水道等生活環境整備事業▽世界遺産地区電線共同溝整備事業▽地域情報通信基盤整備事業(インターネット)

▽リサイクル保管庫建設▽村営住宅の建設▽シルバー人材センターの創立▽大白川温泉白水の湯建設

【趣味】ゴルフ・読書

【家族】妻・長女・母

奈良県町村会は5月30日の臨時総会で次のとおり会長を選出した。

(6月13日付就任)

奈良県町村会長
北葛城郡河合町長

岡井 康徳
おかい やすのり

昭和25年4月7日生



【住所】奈良県北葛城郡河合町大字川合1013番地1

【町長に当選するまでの経歴】▽昭和63年西和トラベル代表▽平成3年河合町長

【町長としての当選回数】4回

【町村会関係の経歴】▽平成12年奈良県町村会理事▽15年奈良県町村会副会長

【主な業績】▽総合福祉会館(豆山の郷、建設▽水辺の里づくり事業)▽総合スポーツ公園拡張及びリニューアル▽地域インターネット基盤整備▽やさしいまちづくり事業(公共施設改良・歩道段差解消及び点字ブロック設置)▽清掃工場改良(排水高度処理・灰固化施設)▽第一小学校増改築▽防災行政無線戸別受信機整備

【趣味】旅行

【家族】妻・長男・長女

情 報

高血圧とその原因

医療法人健心会えんどうクリニック院長 遠藤 剛

●別名はサイレント・キラ

三大生活習慣病にあげられている「高血圧」は、血圧が一定以上高い状態が続いてしまう病気で、初期には何の自覚症状も認められないといった特徴があります。しかし、別名、サイレント・キラ」と呼ばれているように、自覚症状がないからといって、高血圧の状態をそのまま長期間放置すると、全身の動脈硬化を促進させ、脳血管、心臓、腎臓などに障害を引き起こしてしまいますので、注意が必要です。

高血圧には、はっきりした原因がわからない「本態性高血圧」と心臓や血管、腎臓、そして内分泌系の異常が原因で起こる「二次性高血圧」があります。高血圧の九〇パーセント以上は、本態性高血圧といわれており、その原因因子としては、肥満、運動不足、塩分の取り過ぎ、飲酒、ストレス、過労などの生活習慣因子と、ナトリウムが蓄積されやすい、交感神経が緊張しやすいなどといった遺伝子的因子があげられます。

●自分の血圧を把握することが大切

では、高血圧とはどういった状態のことをいうのでしょうか。私たちの体は、常に血液が循環しています。「血圧」は、血液が血管を通る時にかかる圧力のことです。心臓が収縮して血液を送り出す時の血圧を「収縮時血圧（最高血圧）」、また、心臓が拡張した時の血圧を「拡張期血圧（最低血圧）」と呼びます。よく「上」、「下」という言い方をしますが、上は「収縮時血圧」を、下は「拡張期血圧」を指しています。

日本高血圧学会のガイドライン（JSH2004）では血圧を図1のように定めています。収縮機血圧（上）が140 mmHg以上、拡張期血圧（下）が90 mmHg以上の場合を、「高血圧症」と定義されています。また、今回のガイドラインでは家庭血圧測定的重要性が強調されており、家庭血圧で、135 / mmHg以上も高血圧であると定義されています。「家庭血圧」は、電動式血圧計などを使って家庭で測定する血圧のことです。

図1

分類	収縮期血圧 (mmHg)		拡張期血圧 (mmHg)
至適血圧	<120	かつ	<80
正常血圧	<130	かつ	<85
正常高値血圧	130～139	または	85～89
軽症高血圧	140～159	または	90～99
中等症高血圧	160～179	または	100～109
重症高血圧	>180	または	>110
収縮期高血圧	>140	かつ	<90

日常生活の中での血圧の状況や変化を把握するための重要な情報源です。特に早朝に起こる脳卒中や心筋梗塞の原因といわれる「早朝高血圧」や発作性の高血圧の発見に役立ちます。最近では、「血圧管理手帳」など、血圧の自己管理を進めている病院もあるようです。

●まずは食事、そして適度な運動を

高血圧の治療は血圧値のみでなく、血圧以外のリスク要因（糖尿病・臓器障害・心血管病）の有無によって決まりますが、通常は

生活習慣の修正が治療の第一です。先のガイドラインには、生活習慣の修正項目として、左記の六点があげられていますが、複合的に修正することがより効果的です。

①減塩

食塩制限として一日6g未満

②野菜や果物の積極的摂取

腎障害や糖尿病を伴う場合は除く

③適正体重の維持

BMI【BMI】 $\frac{\text{kg}}{\text{m}^2}$ が25未満で、25を超えない

④運動療法

有酸素運動を毎日三〇分以上を目標に定期的に行う（心血管病の場合は除く）

⑤アルコール制限

男性は一日に20～30 ml以下
女性は10～20 ml以下

⑥禁煙

また、これら以外にもストレス、冬季の寒冷、入浴、排便等にも注意が必要です。まずは心臓と血管の負担にならない生活習慣を心掛けましょう。

●町村週報の購読●

「町村週報」の購読を希望される方は、ハガキに住所、氏名、職業、電話番号をお書きのうえ、全国町村会広報部へお申し込みください☆年間一部千五百円☆料金は請求書をお送りしてから折返し御送金ください☆〒100-0001 東京都千代田区永田町1-11-35 全国町村会広報部。

この夏にかけろ。

	一	二	三	四	五	六	七	八	九	計
一等 前後賞合わせて	3	0	0	,	0	0	0	,	0	円
一枚	0	0	0	0	0	0	3	0	0	円

熱当

サマージャンボ3億円

1等・前後賞合わせて

1等 2億円 1等前後賞 各5千万円 2等 1億円

この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよい街づくりに使われます。

財団法人全国市町村振興協会／全国市長会／全国町村会／全国市議会議員会／全国町村議会議員会

2005年 市町村振興宝くじ

7/15 (金) 発売

発売期間：7/15 (金)～8/2 (火)
抽せん日：8/12 (金)